

新潟市告示第10号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年1月9日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市南区庄瀬字川原畑6913番1地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑6551番1地先まで	平成20年1月9日
県道	白根黒埼線	新潟市南区庄瀬字兎塚17番地先から 新潟市南区古川新田字筒場867番地先まで	平成20年1月9日
県道	白根黒埼線	新潟市南区庄瀬字川原畑6616番地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑6551番1地先まで	平成20年1月9日